

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公
告

別紙の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年10月24日 岡山地方法務局倉敷支局 登記官 古 谷 訓

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
2619-2025-0015	総社市原字高田1333番2
2619-2025-0018	総社市原字高田1335番2
2619-2025-0034	倉敷市児島小川八丁目1060番